

香流苑事業準備及び開始から跡地利用に至るまでの経緯について

1 香流苑でのし尿処理事業開始まで

昭和50年に供用開始した香流苑は、し尿処理施設として建設に至るまで地元からの反対運動がありましたが、最終的に地元にご理解とご協力をいただき、事業の開始に至りました。現在の土地の形状については、昭和53年から57年にかけて、長湫下山第一土地区画整理組合による13.6haの区画整理事業もあり、整備されました。

(1) 香流苑を市内で建設することになった経緯

- 尾張旭市にある昭和苑の処理能力を増強しようと増設する計画があった。
- 長久手市は、同時期に瀬戸市と尾張旭市が共同で実施しているごみ処理に追加で加入する要望していたところ、ごみ処理場を尾張旭市内で新設する検討があり、いわゆる嫌悪施設を三市がそれぞれ施設を分担する意味で、新設するごみ処理場は当時、嫌悪施設がなかった長久手市内で建設すべきという反対運動が昭和苑周辺住民から生じた。
- ごみ処理場又はし尿処理施設のいずれかは、長久手市で建設することが妥当という状況となり、三市間での協議の結果、し尿処理施設を長久手市内で建設することになった。

(2) 地元住民との折衝

- 本市（当時は、町）は、下山地区にし尿処理施設を建設する計画をしたが、地元住民から建設反対の署名を始めとした反対運動があった。
- そこで、長久手市は以下の内容を約束する協定を締結することとなった。

【協定内容】

- 公害防止措置をすること。
- 構内に常緑樹等を植えて美化を推進すること。
- 児童館（下山児童館）や子どもの遊び場（東部の緑地）を建設すること。
- 今後下山地区には香流苑同様の施設を建設しないこと。

など



区画整理前（昭和52年）



区画整理後（平成2年）

2 し尿処理事業開始から終了に至るまで

近年のし尿等の処理量の減少と香流苑の老朽化に伴い、長久手市、尾張旭市、尾張旭市長久手市衛生組合（以下「組合」）の三者で将来のあり方について協議したところ組合を解散し、新たなし尿処理の方法を検討することになりました。

(1) 尾張旭市長久手市衛生組合の今後のあり方検討会

- 平成24年から約2年間で、組合の今後のあり方について計18回の検討会を開催した。
- 組合を解散することや今後は解散に向けて必要な検討を始めることについて合意し、平成25年1月には尾張旭市及び本市の各議会で報告後、記者発表もされた。

(2) 尾張旭市長久手市衛生組合の解散に向けた準備会

- 平成26年から平成31年にかけて計37回の準備会を開催し、資産の処分方法や今後のし尿等の処理方法について検討された。
- 検討の内容は、組合解散後には、尾張旭市が昭和苑を稼働継続（単独処理）、本市は香流苑の利用を停止し、令和4年4月から新設稼働する日進市南部浄化センターで日進市及び東郷町と共同処理するもの。

(3) 香流苑跡地に関する要望書

令和3年1月には、長湫地区北部自治会連合会から香流苑処分に関するこれまでの経緯や今後の方針について早急に説明会を開催することや香流苑跡地を市有地として保存することに関する要望書が提出された。

(4) 尾張旭市長久手市衛生組合の解散と財産処分

- 日進市でのし尿処理の事業開始に合わせ、令和3年度末での組合解散を目指し、尾張旭市や愛知県との協議を進め、両市議会において令和3年12月議会で組合の解散、令和4年3月議会には財産処分の議案が可決された。
- 組合解散後の清算事務は尾張旭市が継承し、精算の結果、香流苑の持ち分割合は長久手市約6割、尾張旭市約4割となった。
- 令和5年には尾張旭市の持分の全てを本市が買収し、香流苑は本市の単独所有となった。

(5) 香流苑の解体撤去

- 使用されなくなった香流苑は、令和5年度から7年度にかけて共有当時の持分割合の負担で解体撤去工事を実施する合意がなされた。
- なお、解体撤去工事で判明した土壌汚染や産業廃棄物についても、協議の結果、両市の持分割合に応じた費用の負担で処理することとなり、令和7年9月末に工事は完了し、尾張旭市との負担金精算も完了した。